京都府立大学学術報告（理学及び家政学）第3巻第3号C系列 151～156頁（1961年9月）

# 社会保障とソーシヤル・ケースワーク

園　　直　　樹

# Social security and social casework

NAOKI SONO

目　　次

Ⅰ　ジョンストンの二円交錯説
Ⅱ　競争社会と福祉国家
Ⅲ　社会保障
Ⅳ　ソーシャル・ケースワーク
Ⅴ　福祉年金と公的扶助ケースワーク

## 1　ジョンストンの二円交錯説

昨秋，大阪で開かれた日本社会福祉学会でのシンポジウムの議題が「社会福祉と社会保障」であったことでも判るように社会保障と社会福祉の比較研究は比較される二つのものの特長を明らかにするのに役立つであろう。

考察の便宜上から上のシンポジウムの模様に就て回想したい。論者は大谷，浦辺そして孝橋の各氏であつた。孝橋氏と浦辺氏は次のような意味のことを述べられた。社会福祉と社会保障を二円と考えたばあい吾々の方法はその同心円的理解である。つまり一を主とし他をそれに包括される従とみなす立場である。吾々は社会福祉は未だ充分でない又は財政的な制約をもつ社会保障の補充又は後保護であり家来であると考える。即ち社会保障をサシミとすると社会福祉はツマである。この立場は比較される二つに予め優劣をつけるのである。経済が親であり社会保障が嫡出子，そして社会福祉は私生児であると云うのが吾々のモットーである。

私は両氏の意見を聞いていると爽快感と不快感が交錯した。これには註釈が要るだろう。つまり私は安保反対デモに参加したり社会保障に対する政府の継子扱いに反対する時に私の感ずる爽快感とこれとは無縁ではなかつた。次にこの不快感は攻撃の相手が権力に対してでなく「どうすればいいの？」と困惑しながら援助を求めに来る人たちの事を考える社会福祉を私が学んでいる事，そして私の仕事に格下げを与える理論に感ずる不快さであった。それはもう一人の論者の大谷氏も感じていられた。彼は云う。「私は劣性と判断された社会福祉の方から抗議を提出しよう。あなた方の意見は論理としてなるほどと思わせる。社会福祉がサシミのツマとしての役割に忠実である事が社会福祉を正当に認める事なのであろう。〃しかし〃と私は云いたい。だがそれからどのように表現したらいいか判らないが，あなた方の論理では潜在してしまうものが社会福祉にはあるのです。あなた方は独断論と建設的な効果を喪失したニヒリズムである。しかしそれを打倒する理論の拠点が現在の私には残念だが持ち合せていないのです…」。シンポジウムは終つた。私は分裂した悲しい気持で帰りだした。社会保障と社会福祉の二つを学ぶ私には疑問だけが残った。

温故知新の格言に従って私は古い文献を探し求めた。幸いな事に理論としての社会事業（社会福祉）と社会保障は20世紀の産物であり且つ文献を所蔵する機関は多いから大した努力はいらなかった。そして「これだ」と思うことの出来たのはジョンストンの「社会事業と労働立法」(Social Work and Labor Legislation) という論文[1]に於ける社会事業と労働立法を交錯する二円と断定しそして交錯によって生れる共通及び独自の諸領域でそれぞれ両者を比較しようとする見解であった。これは両者に対等の価値を与えることを前提としているのである。

私は彼の「労働立法」を「社会保障」におきかえた。次に社会福祉（社会事業）の中核をなすものはソーシアル・ケースワークであるという認識の下にこの論文のテーマを「社会保障とソーシアル・ケースワーク」とした。第三にジョンストンは比較される二つのものの交錯によつて生れる共通及び独自の諸領域がそれぞれ何であるかの説明が不明確であり且つ不充分であった。継承者は先駆者の言葉を完全に語らすようにしなくてはならない，それがこのノートの執筆の目的となる。第四に限られた現在の私の能力と枚数と時間に於て社会保障とケースワークの交錯による共通と独自の諸領域を一度に考察する事は不可能であるから此処では共通領域のみを述べ独自の領域は別の機会にまかすことにした。（それは本学の寺本教授の御教示に従つたものである。）

① G. A. Johnston, Social Work and Labor Legislation (International Labor Review, Vol. XVI. No. 3. Oct. 1927 p.p. 449−471 esp.

470)。及びそれに関する説明は以下にある。山口正，社会事業研究 昭9.（76頁）。松本潤一郎，社会理論，昭17.（238〜240頁）

## Ⅱ 競争社会と福祉国家

### 1. 競争社会

社会学的思考によると社会保障とケースワークの交錯によって生れる共通領域は競争社会である。故にまずこの社会の分析が必要である。

ここにいう競争社会はテンニエスのゲゼルシャフトと同じ意味である。パーソンズによるとこの要件は Achievement, Universalism, Specificity, Affective Neutrality, Self-Orientation である[1]。そしてデュルケムによるとこの社会は近代化（工業化）と並んでアノミー（無規範）の傾向[2]がある。即ち経済や家庭などの社会のアノミーが見られる。つまりそれによる貧困や家庭不和などの社会的不幸が見られる。

社会のアノミーは階級斗争や職場や家庭などに於ける集団内葛藤を激化させるであろう。階級斗争はこのばあい生産手段をもつ資本家階級とそれをもたない労働者階級との斗争である。労働者は競争社会を肯定しこの社会で優位を占めるために賃上げ斗争をする。集団内葛藤もメンバーがこの集団を肯定しその中で優位を占めるために争うのである。

社会のアノミーは社会的不幸を現わし，それは Conflict を激化する。これの除去には競争社会に欠除する協同社会的方法と遊びの社会的方法の補充が必要である。但しここにいう協同社会はテンニエスのゲマインシャフトと同じ意味である。この要件はパーソンズによるとAscription, Particularism, Diffuseness, Affectivity, Collectivity-Orientationである[3]。そして遊びの社会の要件はフイチンガのタームを援用すると Enthusiasm, Nonsense, Relaxation などである[4]。

競争社会のアノミーが示す社会的不幸の除去には社会的援助が必要である。故にこの社会はレジャー・ブーム，労働時間の短縮，そしてリクレーションを奨励する。それは競争社会の中に遊びの社会的方法をとり入れることである。同様に競争社会に於る協同社会的方法の採用の一つが社会福祉である。（英語辞典によると Welfare 福祉とは exemption from calamity である[5]。故に社会福祉とは社会的不幸の除去に対する社会的援助である）。そして社会福祉のやり方に社会保障やケースワーク等がある。（このような云い方は矛盾すると思われるかも知れない。即ち既述の如くシンポジウムの議題は社会福祉と社会保障であった。そして私の表題は社会保障とソーシアル・ケースワーク（社会福祉の中核としての）であった。故にシンポジウムの立場では社会福祉と社会保障は別物である。しかし大きな立場では社会福祉の方法が社会保障でありそして彼らの云う社会福祉（ケースワークその他）なのであり，その比較なのである。この見解は私の恩師である竹中教授の書[6]より得た）。

### 2. 福祉国家

前節でみたように，社会保障とケースワークの交錯によって生れる共通領域は競争社会であった。正確に云うと社会福祉（そしてその方法としての社会保障とケースワーク）とは競争社会のアノミーより生れる社会的不幸を除く為に競争社会の中に協同社会的方法を採用する事である。この事をホブマンの見解[7]に従って裏付けてみよう。カッコは私の註釈である。

第一に福祉国家の機能は社会保障と共にケースワーク等のボランタリ・オーガニゼーションである。（福祉国家は社会福祉を行う国家である）。第二に福祉国家は無制約の個人主義と共産主義という二つの両極端の中間にある。（無制約の個人主義は競争社会を意味するだろう。共産主義は一種の協同社会を意味するであろう）。（即ち福祉国家は競争社会と協同社会の交錯によって生れる共通領域であると思われる。私のこの見解はガイガー及びフィールカントの説[8]にヒントを得た。即ち彼らは現実の社会集団を先師テンニエスに逆ってゲゼルシャフトとゲマインシャフトの交錯又は一方を主要素そして他を副要素と判断した）。第三に福祉国家のベースは資本主義社会（競争社会）に置かれる。そしてその社会が生む社会的不幸の除去の為に所得の再分配（と云う協同的方法）を採用する。〔ケーニヒによると[9]，吾々の西欧社会は共産党宣言の十箇条（これは協同社会のプランの一種である）を社会政策としてとり入れている〕。（ホブマンの福祉国家はM. ウェーバーの見解を想起させる。周知のように彼は古代中国を文官国家と考えた。彼はその機能としての科挙を協同社会のベースに於てその社会がもつ過重規範より生れる社会的不幸を除去する為の競争社会的な方法と判断した）。（更に彼の福祉国家は対蹠的に日本社会を連想させるであろう。私見によると吾が国は競争社会の失敗者に対して協同社会は過重規範をもって圧迫する傾向がある）。〔彼の福祉国家は戦前のウエッブ夫妻の見解――資本主義社会（競争社会）から社会主義社会（協同社会）への漸進的移行の状態としての福祉国家[10]――とニュアンスを異にしている。それは英国の保守党と労働党のイデオローグが考える福祉国家の相異であろう〕。

さて吾々は社会保障とケースワークという社会福祉の二方法の交錯より生れる共通領域を競争社会と考えた。ついで社会福祉を行う国家を競争社会のアノミーより生れる社会的不幸の除去の為に協同的社会の方法を用いる競争社会であると認識した。以下にそれを各論的に考察しよう。

① R. K. Merton, Social Theory and Social Structure, Rev. 1957 p. 317
② Do., op. p. 135
③ Do., op. p. 317
④ J. Huizinga, Homo Ludens, 1949 Chap. 1
⑤ Webster English Dictionary
⑥ 竹中勝男，社会福祉研究 昭25. 序
⑦ A. Hobman, The Welfare State 1952. p. 1
⑧ 松本，前掲書 309頁
⑨ L. ゴルドマン（清水，川俣訳）人間の科学と哲学 1959. 43頁
⑩ 福武　直（等）編，社会学辞典 1958. 48～9頁

## Ⅲ 社会保障

### 1　前提

デュルケムのいうように競争社会のアノミーの傾向は馘首と失業による経済的不幸（貧困）を生む。何故なら所得分配が競争である社会では能力のない労働者は低賃金に甘んじそして馘首され，能力のない資本家は企業を縮少し労働者を失業させる。しかし貧困の放置は労働者にとって困るだけでなく購買力が低下するので産業界も困る。更に加うるに馘首と失業による貧困は1930年代のアメリカを襲った大恐慌に就て語るエプシュティンのいう如く自殺・犯罪・浮浪・売春などの逸脱行動と家庭→産業→国家の崩壊の原因1)となる。

かくて国による国民の経済的不幸の除去即ち生活保障の社会改良計画が必要となる。その方法は大量処理である。何故なら貧困の原因は例えばビバリッジによるとこの大戦直前の数年間に於て英国では3/4が所得の中絶又は喪失であり1/4が家族数に較べて所得が少ないという簡単な大量的な存在である2)。故に貧困対策は大量処理を可能とする。

さて「所得の中絶」を積極的に防止するには最低賃金制度，雇用の維持，保健管理，労働組合，そして基幹産業の国有化などが必要である。「所得の過少」の緩和には家族手当，生活協同組合，貸付資金，公益質屋そして個々の労働者に対する企業のホームヘルパー制度などが必要である。更に「所得の中絶又は喪失の時期」には社会保障（社会保険及び公的扶助）による給付が必要である。

かくの如き貧困防止の社会改良計画は国民社会という全体の立場から行われる。そしてこの計画の中に示される内容はすべて国民の各階層に対して程度の差があるにしても，強制力をもつのである。そしてこれらの内容の方法はすべて競争社会の中に協同社会的方法をとり入れることである。この立場から社会保障について述べることにしよう。

### 2　給付と所得再分配

社会保障には社会保険と公的扶助がある。いま社会保険の中で日本の失業保険を材料にして考察しよう。失業給付は凡そ失業後半年のあいだ就業時所得の6割が給付される。この給付のためには反対給付が必要である。反対給付は国民一般の税金による国庫負担及び労使の所得による保険料（的税金）である。国庫負担は事務費全額と給付の1/3である。保険料には次の二つがある。就業者が各自の所得の0.8％を拠出する保険料及びそれに相当する額を使用者が自己の所得から拠出する保険料である。

さて就業者の及び使用者の所得は競争的分配の結果である。更に国の税収入は国民の競争的所得分配の結果である。そして労使の保険料と国庫の負担は競争的所得分配の次に行われる協同的所得分配である。故にそれは所得の再分配と名付けることができる。失業などの給付はこのような所得再分配の結果なのである。

### 3　所得再分配と諸政策

社会保障は所得再分配政策である。この政策は諸政策の一環である。この観点から考察しよう。

諸政策は税収入によって運営される。税収入の運営についての分画は諸政策につけられたウエイトに従う。このウエイトは労使の力関係及びその国の資本主義経済の内容が決定する。かくて所得再分配政策も一つの重さが与えられる。故にその政策に於ける一般税による国庫負担及びこれに関連する労使の保険料税の大小が結果としての給付額と範囲の大小となる。

この例を日英で考えよう。日本では一つの公的扶助法と多くの社会保険法がある。且つ社会保険ではすべて給付額と保険料は所得に対する一定の％である。これは所得の高低に正比例する給付額と保険料を意味する。これに反して英国では国民扶助法，国民保険法，労災保険法及び国民保健法のみである。そして社会保険では主として給付額と保険料は所得の大小にかかわらず一律である。英国のこのやり方は実質的に給付に対する国庫負担を高め範囲と給付額を高めることになる故に諸政策にそれの占める位置が高くなる。日本はこの逆である。

この相異は日本の欠陥を指摘する事で判明するであろう。即ち(イ)経済が二重構造であり大企業と中小企業に所得格差があること，(ロ)企業が社会保障で購買力を維持するよりも工業化による購買力の増加に興味をもつこと，(ハ)最低賃金，家族手当が低く且つ全国的に一律でないこと，(ニ)企業が大手筋と中小に分かれるように労組もそうであり提携が弱いから企業と国家に対する圧力が弱いこと，(ホ)セクト主義が各省にまたがる社会保険の統一を妨げていること。

ではどうすれば日本の社会保障は向上するか，吾々は労働者の資本家に対する賃上げ斗争に対する援助と同じ構造的脈絡の中で，医師の政府に対する保険診療費値上げ斗争や革新政党の国保，国民年金給付の国庫負担による増額及び各種社会保険にまたがる長期給付の統一更に一切の社会保障費増額などの斗争に興味と理論的支援をもたねばならないであろう。

4　所得再分配の歴史的発展とその限界

先ず「歴史的発展」を考察しよう，所得再分配による給付は資本主義の歴史的発展に対応するであろう。第一に資本の蓄積時代には次のような見解が歓迎された。マルサス。資本主義のイデオローグであった彼は「人口論」（1798）に於てギルバート法（1782）の改正による働く貧民の賃金不足に対する補助金附与制度に反対した。（第三篇Ⅴ～Ⅶ）下層階級に上層階級が援助する事の不可を彼は人口と食糧に関する自然法則より論じた。加藤弘之。同じく加藤は「強者の権利の競争」（1893，明26）で次のように云う。「…貧民ノ富者ノ為メニ圧セラレ愚人ノ智者ノ為メニ制セラルヽハ万古不易ノ真理ナレハ決シテ社会ノ開否文野ニヨリテ変スルモノニアラスト云ヒシハ頗ル理アリト云フヘシ蓋シ既ニ述ヘタル如ク知愚優劣強弱ノ等差ノ生スルハ全ク遺伝ト応化トノ致ス所ニシテ此遺伝ト応化トニヨリテ智者トナリ優者トナリ又強者トナレル者カ愚者トナリ劣者トナリ又弱者トナル者ヲ制スルヲ得ルハ実ニ一定不変ノ天則ナルコトヲ知ラサスヘカラス」（Ⅶ）。　彼は上等族が下等族を援助する事の不要を論じた。それは暗に当時の恤救規則に反対しているのである。さて吾々はマルサスや加藤の自然淘汰説を資本主義の経済法則から批判する事は容易である。しかし問題は当時の資本主義にはこの考えが必要であったという事実なのである。第二に現代には「ゆりかごかごから墓場まで全国民の為の社会保障」が例えば資本主義のイデオローグであるビバリッジによって或は資本主義国である日本の憲法によって謳われている。(イ)現代資本主義は商品の大量生産時代であり企業はその売却を労働者はその購入を欲する故に賃金増加と所得再分配による給付を必要とするのである。現代には「発明製品は他者に対する見てくれの立場から生活必需品となる。発明は必要の母である」というモットー[3]が支配する。この見解は次の見解と共に社会保障の歴史的必然を裏書きするであろう。(ロ)「社会保障はアメリカに於て1930年代の大恐慌の結果，誕生した[4]」。

次に所得再分配の限界を考察しよう。第一に所得再分配とは既に述べたように競争的所得分配の次に行う協同的所得分配を意味した。即ち競争社会の中に協同社会的方法をとり入れる事であった。だから最初から所得の分配を協同的に行う社会体制―完全雇用，国営経済，社会主義―とそれとは一線を劃している。更に如何に所得再分配による給付に国庫負担が増加しても，その税金が主に所得税であり，事業税でないなら所得再分配は社会階級間のそれではないのである。（これに就て近藤氏はイギリス社会保障が社会階級間のそれでないことを指摘している）[5]。そして当然のことながら所得再分配による給付は経済的に制約をもっている。第二に経済保障であり全体的である社会保障はそれ故に経済以外のものと個別的なものに対して越えられぬ一線を感じている。屢々云われる例は社会保障の完備した北欧に於る高い自殺率である。第三にこれと関係するが社会保障の発達した福祉国家は税金国家・官僚国家となる傾向[6]がある。そして吾々に人間的な相互接触が望まれるときケースワークが登場する。（それは恋愛のような相互接触では断じてないにしても）。

① Edited by Haber and Cohen, Readings in Social Security, 1948. (p.p. 150～156)
② Do., Op. p. 89
③ 「必要は発明の母である」という格言をヴエブレンは「発明は必要の母である」とおきかえた。M.J. Levy, International Variety in Societies and Some Problem of Modernization (Kyoto American Summer Seminor 1960).
④ Ed. by Haber, etc. Op. p.p. 15～16
⑤ 近藤文二，社会保障，昭27. 41～45頁
⑥ Merton, Op. p. p. 193～4, 末高・今井，監修 社会保障辞典 昭33. 306～7頁

## Ⅳ　ソーシャル・ケースワーク

デュルケムのいうように競争社会のアノミーの傾向は職場や家庭に於る心理的社会的不幸を生む。人はノイローゼになる。何故なら競争と個人主義に拠る社会では吾々の欲望は昔の社会の如くには限定されず且つ欲望の対象が吾々を閉出したり混乱させたりするからである。か

くて集団の解体的圧迫によって地位と役割を失った者（及びその危険のある者）は不幸を感じ不幸解決として自殺や犯罪の誘惑を覚えるであろう。又は社会に援助を求めるであろう。更にパーソンズのいう如く吾々の社会は「彼は何をしたか」（Achievement, Specificity）と個人主義（Self-Orientation）である。如何に社会保障が完備してもそれが認識的知覚に於る普遍主義とAffective Neutrality である限り，その制度の網から個人が脱落するであろう。

かくて社会機関に属する専門職としてのケースワーカーによる個人（要救護者）の心理的社会的不幸の除去つまり自立助長が必要となるであろう。これがケースワークでありその方法は文字通り個別処遇である。ワーカーは一人一人の個人のもつ不幸に対し個別的に出逢いそして対処する。〔この点，社会保険の役人の被保険者に対する資格調査や給付支払は法規と書類に一致していれば可である。これに反してワーカーは種々の社会的不幸をもつ個人に接するのだから専門的な知識と実地訓練と共に人間的なものを必要とする。（彼は世の中に色々な人がいる事そして自分も含めて人間に対する驚きと興味をもつ。）更にケースワークは社会保険のように強制的な反対給付に対する給付ではない。それは無償の援助である。尤もサイキアトリック・ケースワークは代金を必要とする場合がある。ここでは公的扶助ケースワーク等の公的なケースワークを云っている〕。

嘗ての時代，ギルドでは経済は保障され且つ同僚や親方が家庭問題の相談にあづかった。また家族制度や隣保制度が家族の結合に役立った。更に教会がカリタスを行なった。今日の競争社会では大量の経済的不幸に対しては社会保障がそして個々の心理的社会的不幸に対してケースワークが必要となった。見知らぬ人が社会機関の中の見知らぬ人に対して援助を求めてやってくる。そこで例えば医療ケースワーカーは病気から生れる経済的・家庭的不幸に直面し彼に援助を求める要救護者に対し活動を開始する。彼は民生安定所へ行き社会保障の公的扶助の手続きを公的扶助のケースワーカーに求めるであろう。更に患者の子どもが監督不行届きのため勉強嫌いになっておれば学校ケースワーカーの協力を求めるだろう。患者と配偶者の間に情人出現のため不和が起ればその調整に立ち向うであろう。長期療養患者の退院後の職業に就て努力するだろう…。つまりケースワーカーは要救護者の問題に対応して dynamic に社会的資源を活用する。彼は手ぶらで要救護者に逢い調査し個別過程によつてそれを応用する。社会資源とは競争社会に於る協同社会的方法の活用である。更にケースワークそのものが競争社会に於る協同社会的方法の採用なのである。それは競争社会に要救護者を自立させ適応さす為に協同的方法を用いる職業の一種である。故に例えばケースワーカーは貧困者に対して国民の税金によって金を与える公的扶助ケースワークを行う。彼は競争社会の職業的機能を果すのであって等しく協同的方法と云ってもヤクザの親分が子分を助けたり，嘗ての賀川豊彦氏がスラムに入つて貧民を援助した如き全人的な協同的方法を採るのではない。更に彼は職業として給料を社会機関から得ているからヤクザやくるわの親分の如く利害関係の為に子分や遊女に物質的且つその他の援助をするのではない。しかし彼は泣きながら訴える未知の要救護者その人に接する。彼は要救護者が自分の資産を隠さずに自発的に彼に示すように且つ彼は最低の職業的義務としてでなく「喜びを通しての仕事」（Kraft durch Freude）の自発性をもつ。ウェーバーのいうように職業は与えられた役割の中で彼の自発性を示すことである。

次にケースワークに於てよく論議されることを取りまとめ少しく考察しよう。第一は「かくあるべき環境適合への援助」を求める要救護者に対しワーカーは個別処遇の過程を辿ってその努力をすると共に，一方では環境を下げたり変えたりすること及び要救護者と環境の両方を調整する事が必要である，というのは困難に直面したばあい，誰しも経験する事だが自分本位になり対象となる相手の思わくを考える余裕がないから。第二は非行に走った少年に対して「かくあるべき環境へ彼を矯正すること」が必要である。何故なら非行は道徳無視つまり他者の思わくと困惑無視の精神より生れるから。そしてこの非行少年が援助を求めないのに拘わらず行われる矯正ケースワークは彼が知識と訓練によって立ち直れる見込みがある故に可能である。（これに反して成人犯に対する刑罰は死刑に代表されるように応報刑であり更生の為に罰するのではないからケースワークは成立しない。即ち刑罰は殺人は何年から何年という一種の勘定書にもとづくのに較べて少年院では殺人も窃盗も同じ年月でしかない事に注意すべきであろう）。そして矯正ケースワークは非行が吾々の社会に於て生存する事の激しい希望によつて成立するのであるから本人が援助を求めないにしても可能なのである。更にそれは本人と利害関係を持たぬ人によつて行われるから可能である。第三にケースワークは内心では援助を欲しながら世間体の為にそれを求めぬ人たちの示す行動—例えば日本人の一家心中，不良息子の家人による殺害 etc—に対して限界をもっている。更にそれは日本の青年が示すような入試に失敗しそして世間体と家庭の恥のための自殺にも無力である。〔シン

プソンの暗示する如く日本は競争社会でありながら競争社会のアノミーによる無規範的及び利己的自殺よりも協同社会の過重規範からの愛他的自殺が生れるという複雑な傾向(1)をもっている。これは私見によると日本の経済が二重構造であり同一職種でも会社の規模によって賃金格差がある故にそこでよい会社＝よい学校＝よい家庭＝よい人の等式があるから入試などに失敗した者は自殺するのだと思われる〕。第四にケースワークは自己も他者も個人であるという民主主義を前提とした競争社会に於て考えられた協同社会の方法である。そしてケースワークには地域社会に於る Agency の充実と共にナショナル・ワイドの経済保障の背景が必要である。

① E. Durkheim, translated by Simpson, Suiside, 1952. p. 27

## V　福祉年金と公的ケースワーク

以上に見たように社会保障とケースワークは同じ子宮構造即ち競争社会なる社会構造から生れた二卵性双生児の如くである。そして前者は経済的不幸を後者は心理的社会的不幸を攻撃する。さて吾々は彼らの誕生を競争社会のアノミーのせいにした。だが何故に彼らは一人子として生れずに二人として生れたのか。この疑問は今迄のこのノートの説明では放置されていた。本質的な意味に於てである。だからそれに就て考えよう。

心は矛盾するものをもつと云われる。心はそれが互に補則し合い互に移行する場所であろう。吾々の心に存在するものは自然的なものと精神的なものであるに違いない。デュルケムの云う如く社会は諸個人の心の中にのみ存在する(1)。だとすれば社会は自然的なものと精神的なものとを兼有すると云わねばならない。さて社会保障は社会が精神的であろうとする時に生れる社会制度である。それは社会変動を経済学理論と社会学理論の総合によって分析したすぐれて精神的なウェーバーの如き理論家によって行われるべき研究分野である。（但し役人の行う社会保障は実務であるから非精神的でなくてはならない）。これに反してケースワークは自然的なものに社会が興味を持つ時に生れる。それは至るところの種々雑多な諸個人を取扱う。人間が一生の諸段階に於て変化することを，立ち直る事も，犯罪者にそして革命家になることをケースワークは知っている。人は対人的葛藤をもつし或は真に人間嫌いになる事さえ出来る。ケースワークは更に垢じみた要救護者が発散する原質的なエナージに共感するのである。ワーカーは要救護者がどんな人であり，どのように変化しているかに興味をもつであろう。

以上の事を焦点を絞って公的扶助ケースワークと社会保障に於る福祉年金とでまとめてみよう。両者は生活困窮者に与えられる。福祉年金は理論家が日本の構造分析に於てその計画を考える時，彼に精神的な爽快感を与えるであろう。しかしそれが法制化され区役所の役人によつて実際に運営される段階になると無味乾燥したものとなる。役人の行うのは一定年令以上と一定収入以下の人々に対し書類審査で一定金額を渡すことである。その金を貰つた人が如何に使つたか又どのような不平を云つているかに就て彼は知る権利がないのである。これに反して公的扶助ケースワークはワーカーと要救護者の間にやりとりがある。暑い日にも彼は要救護者の汚い家へ行かねばならぬ。怠惰の為に職を止めたり，一円でも多く扶助料を貰おうと苦心して考える嘘など人間の自然的なものがにじみ出る。相手はタンスの着物を隣家に隠しているかも知れない。だが正直に云つてしまうかも知れない。ワーカーはこれだけの金で生活できる方法を要救護者の協力者として考えねばならない。家計簿をつける，パチンコをやめる，子どもを高校に行かせる為に子ども自身に夕刊配りをさせる etc—このようなところに彼の職業は一定の扶助額の中で自分の考えを挿入できる余地がある。更に彼は相手に信用される喜びや相手の更生に喜びを感ずるだろう。逆に喰つてかかられたりする事もあるだろう。彼は現在の扶助額が極めて低い事に怒りを感じその向上を労組・政党・研究者などに期待しつつ彼の仕事に精を出すであろう。

① T. Parsons, The Structure of Social Action, 1937, p. 442

（1961年 6 月30日受理）